

イギリスにおける低所得者対策

－所得保障と就労支援¹⁾－

菊地 英明

■ 要約

本稿では、イギリスにおける稼働年齢にある低所得者対策について検討する。改革動向は①給付制度の単純化、②就労していない者の給付への就労促進策の導入・強化、③就労中の者への所得底上げ、と要約できる。このような就労を核にした制度再編は、保守党政権以来のものであり、労働党政権はそれをより徹底するとともに、全国一律最低賃金の導入・引き上げや給付の導入などによって、所得の引き上げを図ったところに特徴がある（第三の道、社会的包摂）。最近では、若年者や長期失業者への強制的就労支援プログラムの効果の限界が指摘されており、民間活力の導入・プログラムの延長などの対応がなされている。

■ キーワード

イギリス、低所得者対策、所得保障、就労支援、公的扶助

I 問題の所在

イギリスで労働党が政権を奪取してから10年以上になる。1997年5月にトニー・ブレア政権が誕生し、「第三の道」や「社会的排除の解消」などをうたった改革は、低所得者対策のあり方をも大きく変えることになった。その後2007年6月に、財務大臣としてブレアを支えるとともに、子どもの貧困対策を強調してきたゴードン・ブラウンへの禅譲が行われた（それはブレア首相の退場であるとともに、社会的排除対策に尽力したプレスコット副首相の退場でもある）。しかし、イラク戦争への対応や最近の政治的スキャンダル、リーマンショック後の経済不況に加えて、労働党の長期政権に対する倦怠感の高まり、などを背景に、2010年の総選挙での政権交代の可能性が指摘される状況である。本稿では、労働党政権期の社会政策のうち、主に稼働年齢層にある低所得者への対策に

絞って取り上げ、暫定的な評価と検証を行いたい。

II 政治イデオロギーとしての就労 ＝社会的包摂

1990年代以降、今日に至るまで、各国では、就労の促進を目的とする制度改革が行われてきた。第一に、アメリカ、特にクリントン政権におけるTANFの導入に代表されるワークフェア改革があげられる。第二に、EUにおいても各国に就業率を引き上げを求めた雇用戦略が相次いで打ち出されている（労働政策研究・研修機構編2004）。イギリスにおいても、世界的な潮流の影響を受ける形で、保守党政権期以降、就労を重んじる改革が相次いで実施されてきた。

もっとも、「第三の道」や「社会的排除の克服/社会的包摂の推進」を掲げるブレア以降の労働党政権の改革は、さまざまな要素が入りこんでい

て、評価が難しい。日本との社会情勢の違いや、これらの政策理念が労働党内の多様な立場の葛藤を経て構築されたものであるため、視点や力点の置きようによって、評価が正反対になる可能性がある。レヴィタスは、ニュー・レイバーの社会的排除—ここでは失業者やエスニック・マイノリティなどの特定の人びとが、社会の中心・主流から切り離されること=分断に関する概念である、と理解しておこう—言説が、党内政治の影響で、RED（再分配言説）・MUD（道徳・アンダークラス言説）・SID（社会統合言説）の三つが混ざり合った多様なものである、とする（Levitas 2005）。すなわち、順に、「貧困が排除の原因である」（=所得再分配が処方箋）、「福祉に依存するアンダークラスが排除の典型である」（=福祉打ち切りや治安対策が処方箋）、「賃労働に従事していないことが排除である」（=就労支援が処方箋）と理解する。

周知のとおり、労働党内においてニュー・レイバーが主流になる過程では、党綱領中の国有化条項（第4条）を放棄するなどして現実路線への転化が見られたわけだが、レヴィタスによれば、これは社会政策においては、貧困を問題視して再分配を重視するREDのアプローチから、賃労働の就労を重視するSID（と福祉依存を問題視するMUD）のアプローチへの転換であった（Levitas 2005: 28）。しかしREDのアプローチが消滅したわけではなく、子どもなどの貧困の解消のための再分配政策への目配りもなされていた（Levitas 2005: 206）。すなわち、労働党の社会政策（特に低所得者向けのもの）は、賃労働への就労支援を核としつつも、所得再分配や福祉依存対策をも含む多様なものであった。

本稿の終わりで改めて指摘することになるが、就労という方向での改革は、現在の各国の社会経済情勢では不可避のものであり、イギリスにおいても方法は違うものの、保守党と労働党ともに、従来の福祉国家や給付を批判し、就労させるとい

う方向性は共通であった。その路線の上で、労働党は独自の味付け（最低賃金や子どもの貧困対策の充実などの低所得者対策）を行っている、と理解する方がいいように思われる。そこで、以下では、近年行われた改革について具体的に見ていくことにしたい。

III 低所得者向けの所得保障における改革

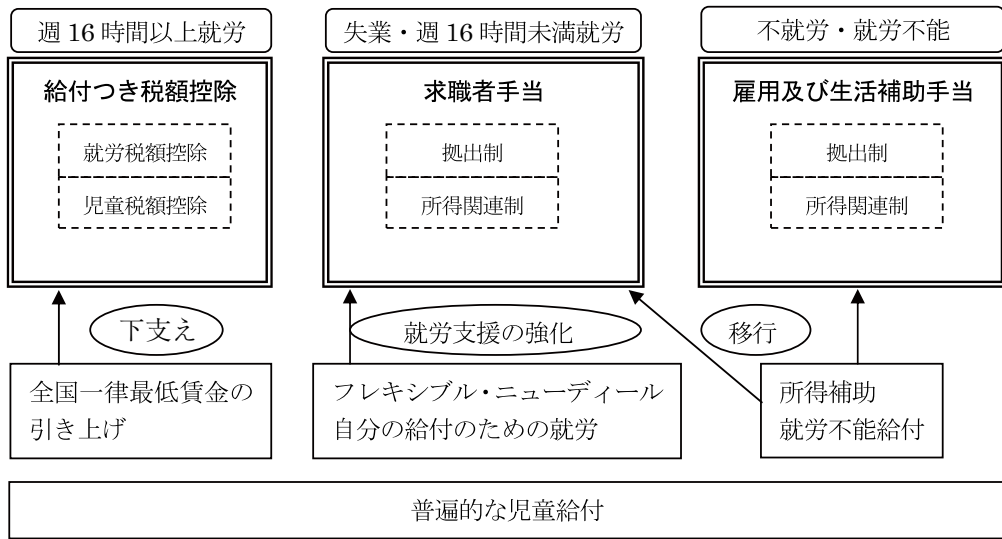
1. 改革の方向性

従来の稼働年齢にある低所得者向け給付は、社会保険（国民保険）を原則とし、その受給権を有さない/喪失した者に限って公的扶助（所得補助）を受給する、という仕組みを取っていた。すなわち、財源（保険料（拠出）-税（所得関連））、あるいは社会政策の基本原則（貢献-必要）によって制度が構築されてきたことになる。しかし、さまざまな給付がつきはぎに創設されるなどして制度が複雑となったこと、長期にわたる受給者（若年者を含む）が増加したこと、特に子育て中の世帯の貧困が問題となったことから、

- ① 給付制度を就労能力・時間に基づくシンプルなものへに再編する
- ② 就労していない人への給付に、就労を促す仕組みを導入する（求職者手当・雇用及び生活補助手当、ニューディール政策）
- ③ 就労中の人への給付に、所得を底上げする仕組みを導入する（給付つき税額控除）

の三つの内容を含む改革が行われている²⁾。すなわち、受給者に就労のための活動を課さない従来の公的扶助などのプログラムは、廃止または縮小の方向にあり、そのような改革の完了後には、低所得者は就労能力や時間に応じて「給付つき税額控除-求職者手当-雇用及び生活補助手当」のいずれかから給付を受けることになる（図1を参照）。

現行の公的扶助である所得補助（Income Support）³⁾ 制度の創設（1988年に補足給付にかわって



出所：筆者作成

図1 稼働年齢にある低所得者向け給付の改革完了後の姿

創設)以降の歴史を見ると、当初は社会保険の受給権を有さない/喪失したあらゆる人々を対象にしていたが、失業者(1996年から求職者手当に移行)、高齢者(1999年から最低所得保証に移行)。2003年からは年金クレジット)、障害者(2008年から雇用及び生活補助手当に移行中)の各カテゴリーを別制度に切り離しており、今後、既存の受給者を求職者手当と雇用及び生活補助手当のいずれかに移行させる形で廃止する予定である(Department of Work and Pensions 2008b)。現在はひとり親世帯について、末子の最大年齢を段階的に引き下げる等の形で受給制限を始めている⁴⁾。

2. 就労していない者への給付の改革

(1) 「求職者手当」の導入

ここでは、長期間の受給者や若年者などの就労の促進策について論じる。

保守党政権は、充実した福祉給付や各種の規制が就労阻害要因である、という認識のもと、特に長期受給者に向けた各種の対策を講じてきた⁵⁾。

求職者手当もそのひとつであり、1996年10月に、国民保険の失業給付にかわって導入され、同月以降、働ける者は所得補助(公的扶助)の対象から外されることになった。

求職者手当の対象は、求職可能で求職活動をしており、18歳以上(=原則として16、17歳は対象外)年金受給年齢までの間にあり、週平均労働時間が16時間未満の者である。制度は「拠出制」(国民保険の拠出者に対し、最大182日≒26週≒6カ月給付される)と「所得関連制」(182日経過後の者、または保険料拠出要件を満たさない者等)とに分けられる⁶⁾。

求職者手当の受給申請に当たっては、ジョブセンター・プラスで面接を行い、パーソナル・アドバイザーとの間で誠実に求職活動することやそのために取り組むべきことなどを含んだ「求職者協定」(Jobseeker's Agreement)を締結することが求められる。受給者はその後も2週間に1回以上の頻度で、パーソナル・アドバイザーとの面接を受けなければならない。

(2) 「若年者向けニューディール」

ー求職者手当の長期受給者対策

イギリスでは、労働党政権のもとで大学進学率が60%台にまで上昇し、知識社会の中で生き抜いていけるような、高度な職業人の育成が図られている一方で、スキルの低い労働者の失業や、それによる長期受給が社会的排除論の文脈から問題視されてきた。前項で見た通り、求職者手当の受給直後から、受給者には就職に向けた各種の働きかけがなされるが、受給開始から6カ月経過しても就職していない場合、ニューディール・プログラムやその他の施策の対象となる。

特に18～24歳の若年受給者（6カ月以上）や25歳以上の長期受給者（原則として18カ月以上）は、就労支援プログラムの対象となり、参加を拒否した者は求職者給付の受給資格が剥奪されることになる。このプログラムについては、最近大きな制度変更が行われつつあるが、説明の便宜上ここではまず、従来の「若年者向けニューディール」(New Deal for Young People) と「25歳以上向けニューディール」(New Deal for 25+) の流れについて見ていくことにする⁷⁾。

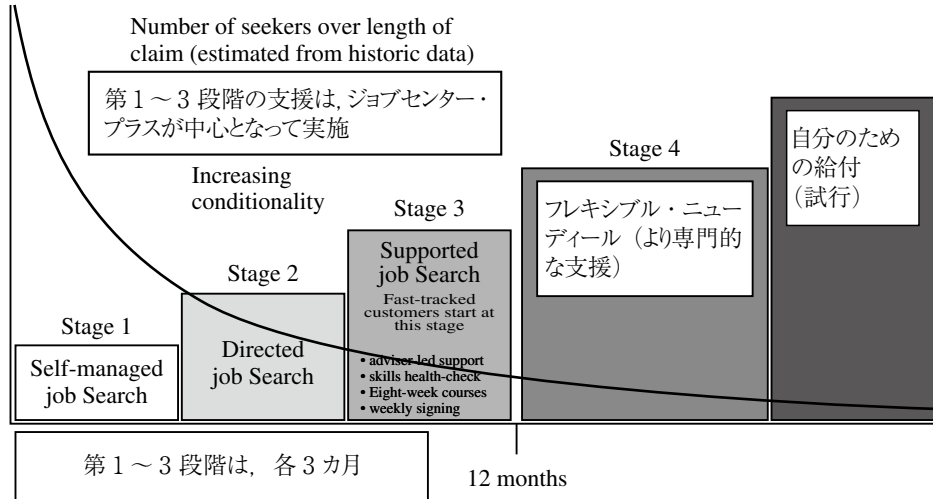
これらのニューディールは三段階からなり、第一段階（最大16週）では、パーソナル・アドバイザーとの面接が継続的に行われ、本人の希望を明確にするとともに、適職診断や就労計画の明確化などの作業が行われる。この期間に就職していない場合に進む第二段階（13週以上。60歳以上の者にはこの段階に進むことは義務づけられない）では、補助金つき雇用への従事、または教育・訓練の受講などが行われる。第三段階では、18～24歳の場合、最大26週の間、アドバイザーとの面接などの形で、就労支援が継続的に実施される。25歳以上の場合、求職者手当の新規申請を行った上で、6～13週の間、ジョブセンター・プラスによる就労支援が継続的に実施される。

(3) 「フレキシブル・ニューディール」と「自分の給付のための就労」プログラムの創設

2009年10月から、これら二つのニューディール・プログラムとエンプロイメント・ゾーン（長期失業の多いいくつかの地域において、2000年から実施されている就労支援プログラム）から、「フレキシブル・ニューディール」(Flexible New Deal; fND) と呼ばれる新プログラムへの移行が、国内の多くの地域で進められている。開始直後の本プログラムについて、実施状況や効果についての評価を行うことは不可能であるので、以下、雇用年金省の公式見解 (Department for Work and Pensions 2008a; 2008b) に依拠して、プログラムの概略についてのみ説明する (図2を参照)。

「フレキシブル・ニューディール」は求職者手当を12カ月以上受給している者を対象とする、強制的なプログラムである。求職者手当の新規受給者に対して、最初の12カ月間は従来どおりジョブセンター・プラスが就労支援を行う。しかし、12カ月経過後の「フレキシブル・ニューディール」の段階に入ると、民間の「プロバイダー」による、個別のニーズに即したより専門的な就労支援を行う、というものである。この制度変更の背景として、10年間の若年者向けニューディールによって、25万人（全ニューディール・プログラムでは180万人）もの失業者が就労したが、労働市場の変化によって、就労への困難を抱える者が増えていること、エスニック・マイノリティ、女性、技能を身につけていない者に対する効果が限定的であること、一時的な就労ではなく持続的な就労に結びつける必要があること、などがある。

さらに、「自分の給付のための就労」(Work for Your Benefit; WfYB) プログラムは、2010年10月から2年間の予定で、国内2地域（グレーター・マンチェスターとノーフォーク、ケンブリッジシャー、サフォーク）で試行されることになっている。求職者手当受給開始後2年間で就職に至ら



出所：Department for Work and Pensions (2008b) に筆者が加筆

図2 フレキシブル・ニューディールと「自分の給付のための就労」の概念図

なかった者を対象に、フルタイム（週30時間）の職業経験を積ませるための6カ月間のプログラムであり、参加を拒否した者には給付の上でペナルティを受けることになる。

(4) 「雇用及び生活支援手当」の創設—疾病・障害のある受給者の就労促進

疾病や障害によって就労できない者は、2008年10月以降、従来の国民保険の就労不能給付⁸⁾にかわって、「雇用及び生活支援手当」(Employment and Support Allowance; ESA)の対象となる。その給付額は求職者手当の水準をもととするが、各種の加算を受給するためには、就労や自立と関連した活動に従事しなければならないこととされている。

雇用及び生活補助手当は、当面、2008年10月27日以降の新規申請を対象とする。その受給要件は、疾病または障害がある16歳以上年金支給開始年齢未満の者で、失業中、自営、就労中だが法定疾病給与(Statutory Sick Pay)の支給を受けられない、法定疾病給与の支給が止まった、のいずれかに該当する場合である。支給開始から13週間は、

受給者の就労能力が評価される「評価フェーズ」(Assessment Phase)とされる。14週間以降の「メイン・フェーズ」(Main Phase)においては、就労可能性が比較的高いと判断された「就労関連活動グループ」と、就労により困難を抱えた「支援グループ」とに分けて処遇が行われる。週当たり給付額は、単身者は£50.95(評価フェーズの25歳未満)または£64.30(評価フェーズの25歳以上とメイン・フェーズの全員)、ひとり親は£50.95(評価フェーズの18歳未満)または£64.30(評価フェーズの18歳以上とメイン・フェーズの全員)、カップル(所得関連ESAのみ)は二人や子どもの年齢に応じて£50.95～£100.95となっている。これに加えて、メイン・フェーズにおける就労関連活動要素(£25.50)または支援要素(£30.85)や、年金受給者加算・重度障害者加算などが支給される(Department for Work and Pensions 2009a)。

3. ワーキング・プアへの支援—給付つき 税額控除

(1) 就労税額控除

イギリスでは前述したとおり、給付つき税額控除 (Refundable Tax Credit) が導入されており、収入が課税最低限に満たないワーキング・プアの所得の底上げが図られている。2003年4月に導入された就労税額控除 (Working Tax Credit; WTC) と児童税額控除 (Child Tax Credit; CTC) がそれである⁹⁾。

就労税額控除は、週平均16時間以上就労しており、子育て中の16歳以上の者、障害のある16歳以上の者、または週平均30時間以上就労している25歳以上の者(単身者も可)に給付される。2009年現在の年間控除(=給付)額は、一世帯当たり£1,890であり、これに夫婦やひとり親(各£1,860)、30時間以上の就労(£775)、障害者(£2530)等の要素に対して加算が行われる。また、最大で保育料の80%が税額控除される。ただし、所得が一定額を超えると給付が徐々に減額され、£16,040を超えると支給額がゼロになる。

(2) 児童税額控除

児童税額控除は、16歳未満の子ども(または19歳未満の全日制の学生)を育てている者に、就労の有無を問わず給付される。2009年現在の年間控除(=給付)額は、一世帯当たり£545(ただし1歳未満の乳児についてはさらに£545が加算される)であり、これに子ども一人当たり£2,235、障害児一人当たり£2,670等の加算が行われる。

ただし、これらの給付は、収入が年£6,420を超えると、超過分のうち39%が減額される。さらに収入が年£50,000を超えると、超過分のうち6.67%が減額される。

(3) 児童給付と全国一律最低賃金

これらの税額控除とは別に、児童給付 (Child Benefit) が16歳未満の子(ただし法定の教育・訓

練を受けている場合、20歳未満の子)を養育している者に、所得制限なしで支給されている。過当たりの支給額は第1子£20、第2子以降£13.20である。

これに加えて、1999年に全国一律最低賃金が導入されるとともに、その引き上げによって労働者の所得の底上げが図られてきたといえる。2009年10月以降の一時間当たり最低賃金は、22歳以上が£5.80、18~21歳が£4.83、16~17歳以下が£3.57となっている¹⁰⁾。

IV まとめと考察

1. イギリスにおける改革の暫定的評価

(1) 社会経済変動に応じた給付原理の変更

従来の社会保障制度は、長期雇用の職に比較的に容易につけ、男性片稼ぎが一般的であった工業化時代の労働市場や家族を前提としてきた。すなわち、過去に長期間働いてきたこと=貢献・拠出に基づく社会保険を主たる制度とし、公的扶助には、そこからの脱落者としてスティグマをかけてきたのである。

近年、先進諸国では脱工業化・グローバル化の進行によって、生活を営む上で十分な賃金が安定して得られる雇用に就くことが自明のものではなくなっている。そのことによって、家族の変化(離婚率の上昇、単身者の増加)や、従来の社会保障制度の機能不全(社会保険の未納、公的扶助への負荷)といった影響が生じることになるが、イギリスもこの例外ではない。

本稿で見てきたとおり、イギリスの改革は、弥縫策に終わるものではなく、給付原理を社会保険主義から、就労能力・就労時間を軸にしたものへと大幅に切り替えたものと解釈できる(ただし財源・原理の区分は、就労を軸とした制度の内部において残存している)。

ここで注目すべきは、前提とする家族像の変化

経済	かつて（再編前）	再編後
労働市場	工業中心	脱工業化・グローバル化の進展
家族	男性正規・長期雇用	非正規化の進展・女性の進出
所得保障の理念	男性片稼ぎ・安定的	共稼ぎ／単身・不安定
具体例	社会保険主義 （過去の長期就労への報酬）	就労中心主義 （所得再分配は就労に付随する）
サンクション	社会保険（＋公的扶助）	求職者手当，給付つき税額控除
	公的扶助に付随するスティグマ	就労意欲が低いと判断された者への給付 打ち切り・減額

出所：筆者作成

図3 イギリスの低所得者対策からみる福祉国家の再編

である。就労する限りにおいて、従来の男性片稼ぎ世帯から外れる、単身者（就労税額控除は、30時間以上就労している単身者も対象となる）や共稼ぎ世帯（保育サービスの拡充、保育料の控除）も政策的支援、特に所得保障の対象となることである。片稼ぎ型家族の揺らぎと雇用の不安定化という状況に、旧来からの労働党の再分配を重んじるイデオロギーをうまくマッチさせたものとして解釈できる。このような就労を重視する方向性が社会経済変動への適応であるとするれば、仮に次期総選挙で政権が交替しても、政策が極端に変わることは考えづらい状況である。

以上をまとめると、図3になる。

(2) 問題点

以上で述べたことを踏まえて、ここでは問題点を二つ指摘したい。第一に、就労＝社会への包摂という、ニュー・レイバーの主流を占める認識は、デュルケムの社会的連帯論－そのことによって、各人はアノミー状態を回避し、アイデンティティを確立する－にまで遡ることができるが（Silver 1994, Levitas 2005）、このような認識がこんにちにおいて強まっているのは、良質な雇用が減少しているからこそである。たしかに賃労働によってしか得られない経験やスキルはあるだろう。しかし、このような状況下では、就労支援を行っても

安定的な就労に至らない者が出るのは必然である。本稿で見たとおり、2009年現在の政策の焦点は、ブレア政権期の景気拡大や既存のニューディール・プログラムによっても就労に至らなかった人々に対する二の矢・三の矢や、これまでそれほど就労が期待されていなかった人々（障害者など）への対応となっている。就労＝社会への包摂ととらえる見方を徹底することに無理があるならば、賃労働を超えた社会参加を容認し、それに伴う形での所得保障－事実上の参加所得（Participation Income）－を行う方向に行き着かざるをえないのではないか。

第二に、就労促進という方向性はかなりの国で共通するものの、就労を阻害する社会・構造的な要因を除去する方向ばかりではなく、個人や特定集団の道德性の欠如を攻撃する方向（Levitasのいうところの「MUD言説」）に向かうケースがしばしば見られた。それは「誰に」就労を強いるかということと関連するものであり、アメリカではひとり親が就労の主たる対象であったのに対し、イギリスでは若者に関心が払われていた（新井2005）。もっとも、それは「若者」（その多くは貧困地域のエスニック・マイノリティである）に問題があるというよりも、「社会的包摂＝就労」の名のもとに、彼らをスケープゴート化して安心を得ようとするマジョリティの自分勝手な論理として

見たほうがよい、とする指摘もある (Young 2007=2008)。ひとり親の就労にしても、イギリスでは従来、小さな子どもを親が育てるべきという規範が強かったこと、公的な保育サービスの供給が貧弱で、かつ保育料が非常に高かったこと、といった互いに依存し合う阻害要因があり (伊藤 2006)、単なる福祉依存として片付けられない状況にあったことを見落としてはならない。

2. わが国への示唆

次に、わが国への示唆を三点ほど記すことにする。第一に、就労促進的な政策は、批判の対象となることも多いが、少なくとも稼働年齢層への所得保障が十分とは言い難いわが国に限っては、本稿で見たようなワークフェア的な制度の導入すら、「改善」でありうる (菊地 2008)。生活保護の受給率は1%台であり (イギリスの所得補助は約7%である)、その中に占める稼働層の割合は10%強に過ぎない。現在の受給者は就労可能性の乏しい高齢者が主体であり、「福祉依存」の余地はもともと低い。母子世帯の母の就業率の高さや、相対的貧困率の高さは、このような状況の反映と考えることができる¹¹⁾。最低賃金の引き上げや給付つき税額控除の導入など、ワーキング・プアの所得引き上げ策を真剣に議論しなければならない。

第二に、社会経済変動の影響は、わが国の場合、家族への負担や、未婚・少子化問題の形で現れていると考えることができる。それは雇用や家族が安定的だった時代の、男性片稼ぎモデルに依拠した社会制度 (社会保障制度を含む) が残存しているためである。しかしながら、若者にまつわる言説—フリーター、ニート、パラサイト・シングル等—を見る限り、社会制度や社会構造の問題というよりは、彼らの社会性のなさや道徳性の欠如 (これも Levitas のいう MUD 言説に相当する) に片付けられがちである (本田他 2006)。ワーキング・プアの問題への対処に当たっては、片稼

ぎ家族にかわって、共稼ぎ家族・単身者を前提にした制度再編が行われなければならない。

第三に、行政の機構や運営において、改善可能な事項がいくつも存在する。本稿で掲げた給付や支援の多くはジョブセンター・プラスを通じてなされるが、これはわが国で言えば職業安定所と福祉事務所の機能を統合したものであり、受給者の負担軽減や就労支援の効果を高めることを図ったものである。労働党政権での社会的排除対策は、省庁間の横断的な取り組みによって実施されている¹²⁾。給付の実施に当たっても、捕捉率を高める目的から、所得関連制給付の捕捉率の推計が毎年行われ、かつ広く公開されている¹³⁾。

ここで指摘した、所得保障のあり方、家族像のあり方、行政のあり方は、イギリス的な文脈でしか成り立ち得ない、特殊な事例ではない。イギリスの経験を直視し、わが国におけるよりよい政策的実践のあり方について、検討すべき時期に来ていると言える。

注

- 1) 本稿において「イギリス」とは、連合王国全体を指す。連邦国家であるが、社会保障制度については全国共通である。なお、紙幅の関係で、本稿では、稼働年齢層の所得保障と就労支援にかかわる記述に絞らざるを得ない。住宅保障、高齢者の所得保障 (年金クレジット)、子どもの貧困の解消策 (Sure Start やチャイルド・トラスト・ファンド) 等は、本誌既刊号において特集されているので、そちらを参照されたい。
- 2) 以下の説明の便宜のため、ここで掲げた分類は、DSS (1998) および檜原 (2009) で掲げられた三つの改革の方向性 (求職者給付の強化、ニューディール政策の導入、就労することが見合うようにする (make work pay)) と微妙にずれていることをお断りしておきたい。
- 3) 所得補助の詳細については山田 (1999) もあわせて参照のこと。2009年11月現在の所得補助の受給要件は、疾病または障害、10歳未満の子どもを養育するひとり親、介護者、視覚障害者のうち、16～59歳で、基準以下の所得、週の就労時間が16時間未満、フルタイムの教育を受けていない、求職者手当を受

- けていない、資産が£16,000以下、英国内に居住のすべてを満たすこととされている。所得補助は個人手当・加算・住宅費の三つの部分からなり、このうち個人手当の2009年8月現在の週当たり給付額は以下の通りである。単身者は£50.95（16～24歳）または£64.30（25歳以上）、カップルは£50.95（少なくとも片方が18歳未満）または£100.95（両方が18歳以上）、ひとり親は£50.95（16～17歳）または£64.30（18歳以上）、扶養されている子どもは£56.11（20歳の誕生日の前日まで）、となっている（Department for Work and Pensions 2009a）。なお、2009年2月現在において、受給者は205万人であり、内訳は、就労不能給付受給者114万人（56%）、ひとり親74万人（36%）、介護者9万人（4%）などとなっている。
- 4) ひとり親世帯は、かつては末子が16歳に到達する前日まで受給可能であったが、同12歳の前日（2008年11月24日より）、同10歳の前日（2009年10月26日より）、同7歳の前日（2010年10月25日より）にそれぞれ到達すると、所得補助の受給資格を喪失し、求職者手当または雇用及び生活補助手当に移行することとされている（Jobcentreplus 2008）。
 - 5) 賃金審議会の廃止（1993）、16～17歳の若年失業者の失業給付（国民保険）受給資格喪失（1988）、正当な理由がない場合にジョブセンターから紹介された職につくことを拒否した場合の失業給付停止（1989）などがあげられる。なお、求職者手当創設に関する経緯の詳細は堀（1999）を参照されたい。
 - 6) 求職者手当の2009年8月現在の週当たり給付額（上限額）は以下の通りである。抛出制求職者手当については、£50.95（16～24歳）または£64.30（25歳以上）。所得関連求職者手当については、単身者は£50.95（25歳未満）または£64.30（25歳以上）、カップルやシビルパートナーシップ（同性婚）は£100.95（両方が18歳以上）、ひとり親は£50.95（16～17歳）または£64.30（18歳以上）（Department for Work and Pensions 2009a）。
 - 7) ここに記したほかにも、障害者・ひとり親・給付を受ける人のパートナー・50歳以上の者を対象としたニューディール・プログラムがあるが、参加は義務づけられていない。
 - 8) 疾病のために就労できない者は、使用者から支払われる法定疾病給与（Statutory Sick Pay）を受け、受給資格のない者または支給期間終了後に、就労不能給付を受けることとされてきた。法定疾病給付は、疾病のために4日以上就労できず、平均して週£95以上の収入がある者に、最長28週間にわたって、使用者から標準額は週£79.15が支払われる。ただし、法定疾病給与の支給要件を満たさない者や、給付終了

後の者は、就労不能給付（Incapacity Benefit）の対象となってきた。就労不能給付は、16歳以上年金受給年齢未満の、国民保険拠出者で、働けない者に給付される。最初の28週間（ただし最初の3日間の待期（waiting days）には支給されない）は、£67.75（短期低額：法定疾病給与を受けられない者が対象）が給付される。29週以降52週までの者や法定疾病給与終了後の者は、£80.15（短期高額）が支給される。53週以降については、£89.80（高額）が支給される（Department for Work and Pensions 2009a）。

- 9) 本稿における就労税額控除と児童税額控除の給付額は2009年現在のものであり、HM Revenues & Customs（2009）の情報に基づく。これらの給付つき税額控除は、2003年に就労家族税額控除（Working Families' Tax Credit）、障害者税額控除（Disabled Person's Tax Credit）、（旧）児童税額控除（Children's Tax Credit）を整理統合する形で導入された。なお、2003年までの制度の歴史、及び所得再分配効果については、田中（2007）を参照のこと。
- 10) 保守党政権期の1993年に、最低賃金の決定を担っていた賃金審議会が廃止されるとともに、それが一因となって貧困率が上昇したといわれる。保守党政権期から給付つき税額控除は導入されていたが、最低賃金が廃止されたことによって、かえって賃金の抑制がもたらされるようになったという。労働党政権では1999年に全国一律最低賃金を創設し、2004年からは16～17歳向けの最低賃金も創設している。その経緯についての詳細は、労働政策研究・研修機構（2008）を参照のこと。
- 11) 厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば2006年時点で84.5%が就業しており、このうち「臨時・パート」が43.6%と最も多い。また、厚生労働省が国民生活基礎調査をもとに算出した2007年現在の相対的貧困率は15.7%（子どもの相対的貧困率は14.2%）と、先進国の中では高い部類である。
- 12) ブレア政権のもとで設置された「社会的排除対策室」（Social Exclusion Unit）は、1997年当初は内閣府（Cabinet Office）に設置されていたが、2002年にブレスコット副首相のもと（副首相府）に移された。2006年6月からは地域社会・自治省へ移管されるとともに、「社会的排除タスクフォース」と改称されて現在に至っている。（http://www.cabinetoffice.gov.uk/social_exclusion_task_force/）
- 13) 2009年6月に雇用年金省によって発表された2007-08年における捕捉率（推計値/取扱件数ベース）のうち、主要なものは以下の通りである（Department for Work and Pensions 2009b）。所得補助：78～88%（前年：81～90%）、求職者手当（所得関連）：52～60%（前年：49～60%）、年金クレジット：62～68%（前

年：63～69%）.

文献リスト

- Department for Work and Pensions (2008a) *No One Written Off: Reforming Welfare to Reward Responsibility*, London: The Stationery Office, Cm7363.
-
- _____ (2008b) *Raising Expectations and Increasing Support: Reforming Welfare for the Future*, London: The Stationery Office, Cm7506.
-
- _____ (2009a) *Benefit and Pension Rates: August 2009*. (http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/stellent/groups/jcp/documents/websitecontent/dev_015666.pdf)
-
- _____ (2009b) *Income Related Benefits Estimates of Take-Up in 2007-08*.
- Department of Social Security (2008) *New Ambitions for Our Country: a New Contract for Welfare*, London: Stationery Office, Cm3085.
- HM Revenues & Customs (2009) *Child Tax Credit and Working Tax Credit: An introduction: WTC1*.
- Jobcentreplus (2008) *Changes to Income Support for lone parents and Jobseeker's Allowance for all parents Information pack* (http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/stellent/groups/jcp/documents/websitecontent/dev_016029.pdf)
- Levitas, Ruth (2005) *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour* [2nd ed.], Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Silver, Hilary (1994) 'Social Exclusion and Social Solidarity: Three Paradigms', *International Labour Review* Vol. 133(5-6), pp. 531-578.
- Young, Jock (2007) *The Vertigo of Late Modernity*, London: Sage. (= 木下ちがや, 中村好孝, 丸山真央訳 (2008) 『後期近代の眩暈－排除から過剰包摂へ』 青土社)
- 新井光吉 (2005) 『勤労福祉政策の国際展開－アメリカからイギリス、カナダへ』 九州大学出版会.
- 本田由紀, 内藤朝雄, 後藤和智 (2006) 『「ニート」って言うな!』 光文社.
- 堀勝洋 (1999) 「国民保険－年金, 失業給付, 傷病給付」 武川正吾・塩野谷祐一編 『先進諸国の社会保障 1 イギリス』 pp. 131-162.
- 伊藤善典 (2006) 『ブレイク政権の医療福祉改革－市場機能の活用と社会的排除への取組み』 ミネルヴァ書房.
- 榎原朗 (2009) 「イギリス新労働党の社会保障改革－『福祉から就労へ』『働けない人には社会保障を』」 『山口県立大学学術情報』 第2号, pp. 132-150.
- 菊地英明 (2008) 「ベーシック・インカム論が日本の公的扶助に投げかけるもの－就労インセンティブをめぐって－」 武川正吾編著 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』 法律文化社, pp. 115-133.
- 労働政策研究・研修機構編 (2004) 『先進諸国の雇用戦略に関する研究』 労働政策研究・研修機構.
- _____ (2008) 『欧米諸国における最低賃金制度』 労働政策研究・研修機構.
- 田中聡一郎 (2007) 「ワークフェアと所得保障－ブレイク政権下の負の所得税型の税額控除の変遷」 埋橋孝文編著 『ワークフェア－排除から包摂へ?』 法律文化社, pp. 65-87.
- 山田篤裕 (1999) 「所得補助・社会基金」 武川正吾・塩野谷祐一編 『先進諸国の社会保障 1 イギリス』 pp. 199-225.

(きくち・ひであき 武蔵大学准教授)